

公益社団法人習志野市シルバー人材センター理事会規程

(目的)

第1条 この規程は、法令又は公益社団法人習志野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款に定めるもののほか、センターの理事会に関する事項について規定し、円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(招集)

第3条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集通知)

第4条 理事会を招集するときは、以下の必要事項を記載した書面をもって開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

- (1) 会議の日時
- (2) 場所
- (3) 目的である事項

(議長)

第5条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会にて定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第6条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議の方法)

第7条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第8条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該提案について議決に加わることができる者に限る。以下本条において同じ。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

- 2 前項の提案をなす理事は、理事会議長に対し次の事項を通知し、理事会議長がこれらの事項を書面により、各理事及び各監事に対して通知するものとする。

- (1) 決議の目的事項
- (2) 各理事が同意する旨の意思表示をするべき期限
- (3) 各監事が異議を述べるべき期限

- 3 第1項の理事会決議があったものとみなす時期は、当該提案につき理事全員から書面により同意する旨の意思表示がなされたときとする。

(関係者の出席)

第9条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

2 事務局長は、理事会に出席し理事に対して業務等の報告をしなければならない。

(決議事項)

第10条 理事会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会の招集及び議案
- (2) 事業報告、事業報告の附属明細、計算書類、計算書類の附属明細書及び財産目録の承認
- (3) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (4) 会長、副会長及び常務理事の選任及び解任
- (5) 役員の業務分担
- (6) 理事の競業取引及び利益相反取引の承認
- (7) 重要な財産の処分及び譲受
- (8) 重要な契約の締結、解除、変更
- (9) 多額の借財
- (10) 重要な使用人の選任及び解任
- (11) 従たる事務所その他の重要な組織の設置及び改廃
- (12) 内部統制体制の整備
- (13) 理事会における議長が欠けたとき又は事故あるときの順序
- (14) 理事会規程等の重要な規程の制定及び改廃
- (15) 定款に定める役員の当法人に対する損害賠償の免除
- (16) 総会から理事会に授権された事項
- (17) 前各号のほか、法令又は定款に定める事項
- (18) 新規事業の開始又は事業の廃止に関する事項
- (19) 重要な訴訟の提起、応訴、和解等に関する事項
- (20) 役員、会員に対する辞任または退会の勧告に関する事項
- (21) 前各号以外の業務執行に関する重要な事項

(報告事項)

第11条 会長、副会長及び常務理事は、業務の執行の状況について、3ヶ月に1回以上理事会に報告しなければならない。

2 前項に定めるほか、会長、副会長及び常務理事は、理事会が必要と認めた事項について理事会に報告しなければならない。

3 報告事項の具体的取扱いについては、別表に定める報告基準による。

4 前条第6号の取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(開催)

第12条 定時理事会は、毎月1回開催し、臨時理事会は、必要に応じ開催する。

(議事録)

第13条 理事会の議事は、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(報告基準の変更)

第14条 別表に定める報告基準の変更は、理事会の決議による。

(事務局)

第15条 理事会の事務局は、事務局長が当たる。

(補則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人習志野市シルバー人材センターの設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、令和4年8月24日から施行する。

別 表

報告基準

1 業務執行状況

(1) 予算の執行状況 (3ヶ月に1回)

(2) シニアワークプログラム事業の状況 (3ヶ月に1回)

(3) シニア就業支援プログラム事業の状況 (3ヶ月に1回)

(4) 労働者派遣事業の状況 (3ヶ月に1回)

(5) 職業紹介事業の状況 (3ヶ月に1回)

2 重要な係争に関する事項 (随時)

3 昇給、賞与その他人事及び労務に関する事項 (随時)

4 その他理事会が必要と認めた事項